



①バリアフリー化された施設（武者小路実篤記念館）



②高齢者が楽しめるスポーツ

？
 暮らしのなかで、わたしたちの人権は、どのように守られているのだろう。

基本的人権と国民の権利・義務 ゆいさんたちは、調布市にある武者小路実篤記念館や、高齢者が楽しめるスポーツについて調べました。市では、どのような考えにもとづいてまちづくりが進められているか気になり、市役所の中垣さんに話を聞きました。

バリアフリー
 高齢者や障がいがある人たちにとって障壁(バリア)となるものを取りのぞく(フリー)こと。

ユニバーサルデザイン
 年齢、障がいの有無、性別、国籍などに関係なく、すべての人が使いやすいようにつくられた製品や生活環境のこと。



調布市役所の中垣さんの話

記念館は、子どもから高齢者まで、はば広く楽しめる施設です。館内の段差を少なくして、だれもが利用しやすいようにしています。

また、このような施設をつくるだけではなく、高齢者が楽しめるスポーツの場を提供するなどして、みんなが交流できる機会をつくることにも取り組んでいます。

このように、調布市では、ユニバーサルデザインを取り入れた、すべての人が安心・安全・快適にくらせる住みやすいまちづくりを進めています。そのために、市長と市民が直接話し合う場をもうけてもいます。これらのことは、憲法の基本的人権の尊重がもとになっているのですよ。

日本国憲法では、すべての人が生まれながらにして自由で平等であることや、だれもが幸せにくらす権利を基本的人権として国民に保障しています。



③「市長と語るふれあいトークン」

国民の基本的人権

個人の尊重と法のものとの平等
 男女の平等
 思想や学問の自由
 言論や集会の自由

信教の自由
 生命・身体の自由を侵害されない

居住・移転と職業を選ぶ自由
 健康で文化的な生活を営む権利

教育を受ける権利

働く権利

団結する権利
 選挙する権利・選挙される権利

裁判を受ける権利

国民の義務

子どもに教育を受けさせる義務
 働く義務
 税金を納める義務

④国民の基本的人権と国民の義務

また、憲法では、いろいろな権利が保障されているだけではなく、国民に対して、子どもに教育を受けさせる義務、働く義務、税金を納める義務の三つの義務についても定めています(三大義務)。

基本的人権は、人間であるというだけで、だれもが認められているものです。わたしたちがよりよい生活を営むためには、ほかの人の権利も同じように尊重していくことがたいせつです。国民の義務をはたしつつ、おたがいを認め合う社会をつくっていかねばなりません。

国民の基本的人権には、いろいろなものがあるね。国民の三つの義務についても、重要なものだといえるね。

基本的人権
 一人一人が生まれながらにもっている権利のことです。憲法では、個人として尊重されることが定められています。具体的な権利については、④の国民の基本的人権に示している通りです。